



パラスポーツに 触れてみませんか

公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会では、障がいの有無に関わらずスポーツを気軽に楽しめる場として、スポーツ教室を開催しています。教室では「ボッチャ」や「フライングディスク」、「卓球バレー」など、パラスポーツではおなじみの種目が体験できます。県北地区は、福島市の施設で開催されます。



※見学だけの参加も可能です。※申込み方法等、詳しくは左記までお問い合わせください。くか、市ウェブサイトをご覧ください。

◎問い合わせ…
福祉課障がい福祉係
☎(55)51113
Fax(22)1547

手話出前講座

市内の事業所や各種団体等で、「簡単な手話を学んでみたい」「聴覚障がい者について知りたい」といった場合に講師を派遣しています。内容はご希望を伺いながら打ち合わせさせていただきます。費用はかかりません。

手話通訳者を派遣します

市内の聴覚障がい者の方または、聴覚障がい者の方とコミュニケーションが必要な方
利用料 無料
申込方法 派遣を希望する日の7日前までに、福祉課(市役所1階)、各支所地域振興課、各住民センターに備え付けの申請書を福祉課へ提出いただくか、左記の二次元コードからお申し込みください。



※緊急の場合は、随時受け付けしています。

※次の場合の派遣はできません。
・営利を目的とする事業
・政治活動または宗教活動

肢体不自由者来所相談会

日時 7月18日(金)
午後1時～2時
場所 県庁北庁舎1階
福島県障がい者総合福祉センター(福島市杉妻町2・16)
相談内容 補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。
相談料 無料
申込方法 事前に左記まで電話等でお申し込みください。
申込期限 7月4日(金)

◎問い合わせ・申し込み…

福祉課障がい福祉係
☎(55)51113
Fax(22)1547
または各支所地域振興課市
民福祉係

今月のワンポイント手話



立って顔に置いた左手掌にあてた右手拳を開きながら左下へおろす
出典：一般財団法人全日本ろうあ連盟
「わたしたちの手話 学習辞典Ⅱ」

障がいのある子を持つ 保護者向けの情報交換会

日時 6月26日(木)
①午前10時～
②午後7時～
※いずれか
場所 市役所6階
内容 就学前のお子さんの成長に不安をお持ちの保護者の方や、障がいがある、または発達や進路について不安のある児童・生徒の保護者の方々による情報交換会を開催します。

申込方法

福祉課(市役所1階)、各支所地域振興課、健康増進課(安)

達保健福祉センター)に備え付けの参加申込書を福祉課へ提出いただくか、事前に左記まで電話等でお申し込みください。

申込期限 6月13日(金)

◎問い合わせ・申し込み…
福祉課障がい福祉係
☎(55)51113
Fax(22)1547

「民生委員協力員」制度

地域福祉に関する身近な相談相手である民生委員の負担軽減と、新たな担い手の育成・確保のため、地区民生委員の指示・指導の下、地域の見守り活動等を補助する「民生委員協力員」制度が創設されました。

市より委嘱された民生委員協力員が、今後、地区民生委員と連携し、支援が必要な世帯等の見守り活動を行うほか、活動する上で必要な会議等へ出席します。

◎問い合わせ

福祉課地域福祉係
☎(24)5063
Fax(22)1547

6月は環境月間です

「環境基本法」で6月5日は「環境の日」と定められており、6月の1カ月間が「環境月間」となっています。

「環境の日」は広く環境の保全について関心を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めようと制定されました。

私たちの暮らしと環境について考えましょう。

不法投棄は「犯罪」です

市は、環境衛生監視員を委嘱し、不法投棄防止に向けた監視活動を行っています。

私たち一人一人が「不法投棄をしない、させない」という認識を持ち、もし、不法投棄を「している、していた状況を目撃・発見した場合は、速やかに市役所または警察署へ通報してください。」

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは、1千万円以下（法人等）にあつては3億円以下）の罰金

ては3億円以下）の罰金

家庭ごみ焼却はやめましょう

家庭ごみや草木等を野外で焼却することによる煙の苦情が寄せられています。指定のごみ袋に入れて適正に処分してください。

家庭ごみの野外焼却などは法律で禁止され、罰則規定があります。農業や林業を営むためにやむを得ない焼却は例外的に認められていますが、この場合も周辺に影響の出ないよう行う必要があります。

◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

Fax(22)4479

猫の適正飼養



ご家庭で猫を飼養する際は次の点にご協力ください。

- ・猫は「室内飼い」をしてください。
- ・交通事故、病気、迷子、近隣のフン尿被害を防ぐため、また、災害時同行避

難ができるように室内で飼いましょう。

・飼い猫が迷子になったときのために、迷子札をつけましょう。

・野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。

・野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者（飼育者）となります。

・猫に不妊去勢手術を受けさせ、フン尿の後始末は管理者が責任を持って行い、まわりに迷惑をかけないようにしましょう。

飼い主のいない猫を増やさないために

市内には、飼い主のいない猫を地域で管理している団体があり、こうした地域で管理された猫を「地域猫」と呼んでいます。

市では、地域猫の管理団体が実施する不妊・去勢手術に対して「地域猫不妊・去勢手術費補助金」を交付しています。目的は飼い主のいない猫をこれ以上増やさないことです。

「地域猫」は管理団体に捕獲された後、不妊・去勢手術を受けて、手術が済んだ証として、耳をV字にカットします。この手術が済んだ猫を「さくら猫」と呼び、元の場所へ戻されるか新たな飼い主に譲渡されます。

もし、耳をV字にカットされた猫を見かけたら不妊手術を済ませた「さくら猫」なので地域で温かく見守っていきましょう。



第2回狂犬病予防集合同注射のお知らせ

注射をしていない犬を対象に追加接種を行います。4月に受けていない方は、忘れずに受けさせてください。

注射料金 3250円

※未登録犬の場合は、新規登録料として別途3000円が必要となります

（マイクロチップ装着犬を除く）。

実施日程

地域	開催日	時間	実施場所
安達	6/1(日)	9:00~9:30	安達支所
二本松		10:00~10:30	二本松市役所
岩代	6/7(土)	13:30~13:50	岩代公民館
東和		14:20~14:40	東和支所裏

※どちらの会場でも受けることができます。

※会場には犬を制止できる人が連れてきてください。
※犬の逸走を防ぐために、首輪およびリードの装着をお願いいたします。

◎問い合わせ

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

Fax(22)4479

または各支所地域振興課